

## 自治基本条例案について

自治基本条例については、約2年にわたる自治基本条例（仮称）に関する懇談会による骨子案の検討、条例素案の作成を経て、条例案を作成し、この度議会に上程を行います。

### ■条例案の構成



### ■特徴

- ① 議会に関する事項も盛り込んだ総合的な市政運営の条例となっています。  
現在市議会で検討中の議会基本条例とも整合性を図っています。
- ② 情報共有・市民参加・協働・計画に基づく市政運営を基本原則とします。  
長期計画に基づく計画行政を行ってきた歴史も踏まえた基本原則としています。
- ③ 市民参加の手続きを明文化しています。  
これまで様々な形で実践してきた市政への市民参加手続きについて、条例の形で明文化します。
- ④ 常設型の住民投票制度を設けます。  
廃置分合・境界変更（市の廃止、設置、分割、合併、市境の境界変更）については必ず住民投票を実施する旨を規定し、それ以外の場合は、一定の発議要件、成立要件等を別に条例で規定します。
- ⑤ 平和に関する事項について規定します。  
武蔵野市がたどった歴史、平和についての様々な活動を行ってきた経緯を踏まえ、国際交流を通じた平和を大切にしていける趣旨を規定します。